

第73回埼玉県国土利用計画審議会議事録

会 議 の 概 要

1 会議の日時及び方法

令和4年11月15日（火） 午前10時から正午まで
WEB会議

2 委員の出欠状況

別紙1のとおり

3 出席職員

別紙2のとおり

4 議事内容及び審議結果

第5次埼玉県国土利用計画の骨子（案）について（報告）

第5次埼玉県国土利用計画の骨子（案）について報告を受け、質疑を行った。

5 議事の経過

別紙3のとおり

第 7 3 回 埼玉県国土利用計画審議会委員の出欠状況

	氏 名	現 職	専門分野等	出欠
1	石川 猛	埼玉県農業会議 副会長	農 業	出席
2	小口 千明	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	自然環境保全	出席
3	日下部伸三	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
4	窪田 亜矢	東京大学生産技術研究所 特任研究員	都市計画	欠席
5	黒川 文子	獨協大学経済学部 教授	産 業	出席
6	◎白石 則彦	元東京大学大学院農学生命科学研究科 教授	森 林	出席
7	○田中 規夫	埼玉大学大学院理工学研究科 教授	防 災	出席
8	田中美奈子	たなか不動産鑑定 代表	土地問題	出席
9	谷口 綾子	筑波大学システム情報系社会工学域 教授	交通問題	出席
10	野口 祐子	日本工業大学建築学部 教授	社会福祉	出席
11	松澤 正	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
12	宮崎あかね	日本女子大学理学部化学生命科学科 教授	環境全般	出席
13	宮崎栄治郎	埼玉県議会議員	地方行財政	欠席
14	村岡 正嗣	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
15	諸井 真英	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
16	山根 史子	埼玉県議会議員	地方行財政	出席

※ 五十音順。敬称略。

◎は会長、○は会長代理

委員 16 名中、出席委員 14 名、欠席委員 2 名

第73回 埼玉県国土利用計画審議会 出席職員名簿

所 属	職 名	氏 名
企画財政部 土地水政策課	課 長	石 川 護
環境部 みどり自然課	課 長	星 友 治
農林部 農業政策課	課 長	西 村 恵 太
農林部 森づくり課	課 長	永 留 伸 晃
都市整備部 都市計画課	副 課 長	宮 田 敏 之

○司会（齋藤土地水政策課主幹） それでは、定刻となりましたので、ただいまから第73回埼玉県国土利用計画審議会を開会いたします。私は、本日の司会を務めます土地水政策課主幹の齋藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに地域経営局長の仲山から御挨拶をいたします。

○仲山地域経営局長 今、紹介いただきました埼玉県企画財政部地域経営局長の仲山でございます。委員の皆様には御多用にもかかわらず、第73回埼玉県国土利用計画審議会に御参加をいただきまして、厚くお礼申し上げます。また、日頃から県政全般にわたりまして、御指導、御鞭撻を賜り、重ねてお礼申し上げますところでございます。

当審議会は国土利用計画法第38条に基づき設置されており、本日は第5次埼玉県国土利用計画の骨子について、御審議をお願いするものでございます。埼玉県国土利用計画は総合的かつ計画的な県土利用を進めるための行政上の指針となるものでございます。現行の第4次計画でございますが、策定から10年以上が経過しております。その間、社会状況は変化しているところでありまして、また、昨年度、県の総合計画が策定されたことから内容を刷新いたしまして、次期計画を策定したいと考えてございます。

本日は計画の骨組みであります骨子につきまして、委員の皆様方から専門的な視点、大所高所の視点から御意見を頂戴できればと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

結びに、委員の皆様のますますの御活躍と御健勝を祈念いたしまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

次に、審議会の進行について御連絡させていただきます。審議会につきましては審議会規則に則って進めさせていただきます。

ここで、ウェブでの会議開催に当たりまして何点かお願いしたい事項を申し上げます。映像につきましては「ビデオ開始」状態とし、マイクは原則としてミュートにし、発言する時にミュートを解除していただければと存じます。

発言するときは画面上で手を挙げていただくか、もしくは画面の手挙げ機能を活用いただければと存じます。画面の切替えについては、皆様と同じ大きさで表示されるギャラリーを選択していただければと存じます。

なお、質疑については議題の審議事項に関して簡潔にお願いいたします。

本日の審議会の終了時刻は正午を予定しております。スムーズな会議の進行に御協力い

ただければと存じます。

次に、本日の委員の出席状況を御報告いたします。委員総数16名中、出席委員13名で、過半数の委員が出席しております。したがって、本日の会議は定足数を満たしております。

次に、資料の確認をさせていただきます。こちらから事前にお送りしたものは、次第、委員名簿、資料として資料1、資料2でございます。

続きまして、次第の3、委員紹介でございます。大変申し訳ございませんが、今回は画面のみの紹介とさせていただきますので、マイクはミュートのままでお願いいたします。

委員の皆様をお手元の名簿の順に御紹介させていただきます。石川猛委員でございます。小口千明委員でございます。日下部伸三委員でございます。窪田亜矢委員です。本日、所用のため、欠席でございます。黒川文子委員でございます。白石則彦委員でございます。田中規夫委員でございます。田中美奈子委員でございます。谷口綾子委員でございます。野口祐子委員でございます。松澤正委員でございます。宮崎あかね委員でございます。宮崎栄治郎委員ですが、本日、所用のため、欠席でございます。村岡正嗣委員でございます。諸井真英委員でございます。山根史子委員でございます。

続きまして、事務局の職員を紹介いたします。土地水政策課長の石川でございます。都市計画課副課長の宮田でございます。農業政策課長の西村でございます。森づくり課長の永留でございます。みどり自然課長の星でございます。

以上でございます。

それでは、次第に従い、議事に入りたいと思います。審議会規則第5条第1項の規定により、会長が会議の議長となります。白石会長、これからの議事進行につきまして、よろしくをお願いいたします。

○議長（白石会長） それでは、議事に入る前に、本日の議事録に署名をお願いする委員を審議会規則第7条第2項の規定により、私から御指名させていただきます。今回は小口千明委員、黒川文子委員をお願いいたします。よろしいでしょうか。――それでは、よろしくをお願いいたします。

次に、会議の公開についてお諮りします。審議会の会議は公開が原則で、3分の2以上の多数で議決したときは公開しないことができる規定となっております。本日の議題は次第のとおり、第5次埼玉県国土利用計画の骨子についての報告事項1件が予定されておりますが、原則どおり公開としてよろしいでしょうか。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、会議を公開とします。

なお、傍聴は事務局がおります企画財政部の会議室内でモニターで視聴する形で実施いたします。傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○齋藤土地水政策課主幹 傍聴希望者はありません。

○議長 はい、了解しました。

それでは、次第に従いまして、議事に入ります。議題、第5次埼玉県国土利用計画の骨子についての審議を行います。8月の第72回国土利用計画審議会で報告がありましたとおり、現在、県で第5次埼玉県国土利用計画を策定しています。今回の議題は同計画の骨子案について、本審議会の御意見を伺い、骨子を固めていきたいというものです。

報告事項ということで採決は行いません。

委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見をいただければと存じます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○石川土地水政策課長 土地水政策課の石川と申します。議題の第5次埼玉県国土利用計画の骨子につきまして御説明をさせていただきます。資料のほうはもう既に共有しておりますけれども、資料2、骨子案、これが全体像でございますが、説明につきましては、こちらの資料1、A4横長のパワーポイント4枚にまとめているものでございますが、こちらで説明をさせていただきます。

まず計画の全体像を説明させていただきます。計画の位置づけです。資料の左側になります。埼玉県の国土利用計画は国土利用計画法において策定が規定されております。国の全国計画、それから県の県計画、それから市町村計画というように3層の構造になっております。埼玉県の国土利用計画につきましては総合的かつ計画的な県土利用を進めるための行政上の指針といたしまして、基本構想などの基本的な事項を定めるものでございます。

続きまして、策定の経緯、資料の右側を御覧いただきたいと存じます。現行は第4次計画でございます。平成22年12月に策定いたしまして、目標年次は約10年後の令和2年としております。策定から10年以上が経過しまして、社会状況、様々変化がありました。

策定後の遷移といたしましては、(1)身近に迫る脅威といたしまして、気候変動により、自然災害が激甚化、頻発化している。また、首都直下地震の発生の切迫が警鐘されている。それから、新型コロナなどの新たな感染症の蔓延などの状況がございます。

次に、(2) 社会生活の変革といたしまして、人口の増加が続いておりました埼玉県でも

人口は減少に転じる見込みであります。また、団塊の世代の高齢化などによりまして、急速な高齢化が進んでいく見込みでございます。次に、新型コロナウイルスを契機といたしまして、ウェブ会議やテレワークなど、デジタル技術の活用が飛躍的に拡大し、職場と住まいの距離の制約がなくなってきたという状況がございます。

それから、(3) 新たな5か年計画の策定に関してですけれども、県の総合計画として5年ごとに策定しておりまして、昨年度、最終版を策定いたしまして、新年度の令和4年4月から運用しているところでございます。その中では日本一暮らしやすい埼玉の実現、まちづくりとしては、埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進などを掲げております。

こうした社会状況の変化などを踏まえまして、現行の第4次計画の内容を刷新いたしまして、令和5年度、来年度に、約10年後の令和15年を目標年次といたしました新しい第5次計画を策定しようとするものでございます。

続きまして、2ページ、新計画の概要についてでございます。国土利用計画につきましては、国土利用計画法に基づきまして、3つの項目を法定で策定することになっております。1つは県土利用に関する基本方針、それから、それに伴う目標を実現するための措置。ここでは日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置として、埼玉版の表記になっておりますけれども、目標を実現するための措置。それから、おおむね10年後の県土の関係の目標面積。この3つ、目標面積と基本方針、それから目標を実現するための措置を法定することになっております。

このページでは、基本方針とその目標を実現するための措置を取りまとめたものでございます。これらにつきまして、基本方針については有効利用、安心・安全、持続可能という3つの視点で整理をいたしまして、それと関連する目標を実現するための主な措置というもので主立ったものを1つピックアップしまして、多少文言を整理して、骨子案から抜き出したものを右側に掲げております。

1つずつ簡単に説明させていただきます。

有効利用の視点からですけれども、農地、森林の維持、保全、再生につきましては、農地の集積・集約化、スマート農業、適切な森林整備、担い手の育成などがございます。それから、有効利用の2つ目。住宅、商業、工業用地の適正な立地に対しましては、計画的な開発を基本に地域に貢献する産業基盤整備でございます。この表にあります右、左の新規については新たな施策に関するものでございます。それから、3番目の未利用地や空き家等の有効利用に関しましては、立地適正化計画による既成市街地への居住、施設誘導な

どでございます。

それから、2つ目の視点であります、安心・安全の第1番目、保水機能を有し、水源となる森林の保全に関しましては、生産性の向上や県産木材の利用拡大による林業振興や天然林の保全などがございます。2つ目の全関係者が協働で進める流域治水対策の推進につきましては、河川整備による防災力、水害リスク情報の充実による減災力の向上などがございます。それから3番目、安全度の高いエリアへの居住誘導に関しましては、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限などがございます。

それから、3つ目の視点であります持続可能につきまして、最初ですけれども、生活環境と自然環境の調和が取れた土地利用に関しましては、カーボンニュートラルな生活への転換でございます。次に、多様な自然環境の保全につきましては、原生的な自然の保全、里山などの自然環境の維持、形成などがございます。次に、人口減少下における県土の適正な管理につきましては、地域の実情に応じた管理手法による維持管理などがございます。最後のコンパクト、スマート、レジリエントなどの要素を含むまちづくりに関しましては、埼玉版スーパー・シティプロジェクトの促進などが該当するものがございます。

次に、資料3ページ目、利用区分別のおおむね10年度の目標面積でございます。このページでは、国土利用計画の法定項目であります、おおむね10年後の目標面積を示しております。横長のグラフが上から3つありますけれども、このグラフは埼玉県の面積約3,800平方キロメートルを農地、森林から記載のとおり区分いたしまして、その他までの利用区分別に分けたものがございます。

一番上のグラフですけれども、これは令和2年に調査いたしました直近の利用区分ごとの面積を表示しているものがございます。

それから、1つ飛びまして、一番下のグラフでございます。これは令和15年における目標面積を示したものがございます。

真ん中のグラフでございますけれども、これは県の政策が目標面積にどう貢献しているかを分かりやすく表記するために、政策効果を織り込まない場合の令和15年の面積というものを推計したグラフでございます。

農地を例に説明させていただきますと、一番上、令和2年には741平方キロメートルであった農地が政策効果を織り込まない場合といたしまして、約615平方キロメートルという数値になると推計されます。これに対しまして、荒廃農地の解消や発生抑制などの政策を行うことによりまして、令和15年度の目標面積として702平方キロメートルに減少を抑

える目標としております。

森林も同様に、森林を保全、維持する政策を行うことで、1,190平方キロメートルとする目標としております。

水面等には河川、湖沼、農業用の用排水路などが含まれますけれども、水面等の目標につきましても、現状維持の191平方キロメートルとしています。

次に、道路につきましても、引き続き道路整備を進めておりますので、342平方キロメートルの現状に対しましては、345平方キロメートルに増加させる目標としております。

次に宅地です。宅地につきましても住宅地、工業用地、商業・業務用地が含まれているものです。宅地の約7割を占めます住宅地の面積につきましても、世帯数と相関関係にありまして、人口減少に伴いまして、タイムラグはありますけれども、世帯数も減少に転じていく見込みです。このため、宅地の目標面積としては、これまでよりも増加率を抑えることで、約809平方キロメートルとしております。

最後にその他。右側のグレーのその他でございます。これは埼玉県全体の面積から農地から宅地までの先ほど御説明したものを引いたものの数値となっております。目標面積につきましても559平方キロメートルと、令和2年に比べて増加が見込まれているところであります。これにつきましても、具体的な例に示しておりますとおり、空き地などの未利用地や耕作が行われていない荒廃農地などの増加によるものと考えております。

最後に4ページ目、これが現行の第4次計画の評価、レビューでございます。このページでは第4次計画の面積目標につきましても、実績値と比較して評価をしているものでございます。幾つか差があったものにつきまして説明をさせていただきます。

農地につきましても約30平方キロメートル、減少が進んだところでございます。この理由としては、人口が増加する中で、農地から住宅地への転用が見込みより多かったことなどが要因として考えられます。また、森林につきましても、目標よりも約18平方キロメートル、減少が進みました。これは住宅や工場などの林地開発が見込みより多かったことが要因と考えております。それから真ん中、中ほどの宅地でございます。宅地の中の住宅地につきましても約20平方キロメートル、目標を上回って増加いたしました。これは人口増の中で世帯数も増加し、住宅地需要が高まったことが要因と考えております。それから、最後、下から2行目、その他でございます。これは目標値から約26平方キロメートル、目標を上回って増加いたしました。これは空き地などの未利用地などが増加したことが要因と考えております。

以上で報告事項として、第5次計画の骨子の概要につきまして説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長　ただいま事務局から説明がありました第5次埼玉県国土利用計画の骨子について、御意見、御質問があれば、よろしくお願いいたします。はい、どうぞ。日下部委員、発言をお願いします。

○日下部委員　御説明ありがとうございました。5点ぐらい聞きたいのですけれども、今年の9月から土地利用規制法で、外資による土地買収とか自衛隊とか、あとは原発とか、水資源、そういうところの買収が規制されていると思うのですが、そういうことがこの第5次計画の骨子に全然反映されていないのですけれども……。これが1点目。

それから、土地利用というのは食料自給率とかエネルギー自給率に直結すると思うのですけれども、安全保障からの考え方というのが全くないですね。アメリカの最終兵器は食料と言われているのですけれども、そういう安全保障からの観点が無いと。

それから、3点目は農地が減少していつているのですけれども、一番はやはり担い手がないことが原因なのです。農家の御子息さんとかが結構役所で働いているのですけれども、役所に勤められている方が退職後、農家を継げばいいのですが、それができない状況になっていて、有効利用の最初にある集約化と集積化をどうやって進めていくのか。担い手の育成ですね。これが3点目。

それから、骨子の中に所有者不明土地の利用促進とあるのですけれども、これもなかなか難しく進まないところがあるのですが、これをどのように促進していくのか。

それから、5点目として、最後にこれ、知事の肝煎りなののですけれども、スーパー・シティプロジェクトの推進ということで、コンパクト、スマート、レジリエントと、横文字を並べるのが大野知事は好きなののですけれども、私が一般質問をしたときに、このスーパー・シティで、免許を返納した人たちの高齢者の足の確保を具体的にどう考えているのかと聞いたら、全然ちゃんとした具体策を持たれていないみたいだったので、このスーパー・シティというのは何なのだという事をお答えいただきたいのですが……。この5点。

外資による土地買収の制限が反映されていないということですね。それから、食料とかの自給率、あるいはエネルギーの自給率というのが安全保障からの視点がないと。それから、農地の集積・集約化はどうやって、やっていくのか。それから、4点目は、所有者不

明土地の利用促進をどうやって、やっていくのか。それから、5点目は、スーパー・シティプロジェクト、これは何なのだということをお願いしたいのですが……。

以上です。

○議長 ありがとうございます。いかがいたしましょうか。

○石川土地水政策課長 土地水政策課から先に何点か回答させていただきます。

まず外資の重要土地利用法案、ちょっと名称が違っていたら申し訳ありません。現行のお示ししました概要と骨子には触れておりません。現在、並行して作成しております、全体の計画そのものにも現状としては含まれておりませんが、そういった法案もできて、社会情勢としてそういう危機感も迫っておりますので、内容につきましては、委員のお話にもありましたとおり、計画書本体のほうで少し言葉を加えて触れていきたいと考えております。

それから、安全保障の観点。現在はちょっとそこまでまだ深く掘り下げて考えていないところでございます。骨子案、それから、先ほど御説明した概要のほうにはいずれも入っておりませんが、計画書のほうにどういった記載が可能かということも先ほどの重要土地と同様に考えていきたいと考えております。

それから、1つ飛びまして、所有者不明土地の関係でございます。所有者不明土地はもう5、6年、国を中心にして様々取り組んでいるのですけれども、なかなか決め手がない状況でございます。国は所有者不明土地を解決するためのいろいろな施策を、1つ1つは小さいですけれども、手段をたくさん増やして、解決につながるような手段をより増やしていっているという状況でございます。

ただ、結局、財産権に関して、価値の低い土地はどうしても所有者不明になりやすいという状況があるところでございます。国もいろいろ施策を増やしておりますので、市町村にいろいろな手段があることをより周知をして、不明土地については少しでも解決を図っていききたいと思っております。

○齋藤土地水政策課主幹 引き続き、事務局の齋藤でございます。

埼玉版スーパー・シティプロジェクトについての御質問なのですが、コンパクト、スマート、レジリエントということで、ちょっと片仮名になっているのですけれども、コンパクトとしましては、必要な機能が集積し、ゆとりある魅力的な拠点の構築ということなので、なるべくコンパクトに魅力あるまちづくりをしていきたいと思いますという形になっております。スマートにつきましては、新たな技術の活用等による先進的な共助を実現というこ

とで、IT、デジタル化ですとか、そういったものを使って、お互い助け合いながらまちづくりを行っていきましょうというものでございます。レジリエントにつきましては、誰もが暮らし続けられる持続可能な地域を形成ということなので、高齢者の方も含めて、安心・安全な暮らしができるようなまちづくりを行っていきましょうということで、こういった3つの要素を踏まえたまちづくりを市町村とか、民間企業と共に取り組んでいければと考えてございます。

以上でございます。

○日下部委員　あと1点、農地の件。農地の集約、集積……。

○西村農業政策課長　農業政策課から、3番目の集積・集約化など、どのように進めていくかについてお答えしたいと思います。

農地の集積・集約化は、農地中間管理機構という制度が何年か前から稼働しておりまして、農地の耕作の規模を縮小したいという方から拡大していきたいという人に農地を貸すのを仲介するという、その制度をいかに使っていくかということが課題になっていまして、それに取り組んでおります。

その中で1つの運動論というか、取組として重要と考えているのが人・農地プランという取組がありまして、市町村単位、あるいはもっと小さい単位もありますけれども、そういったところで地域の農業の担い手の方とか、あとは農地所有者の方とか、公的機関がそこに入って一緒に議論をして、地図のようなイメージを持って、将来的にどの農地を誰に集約していくかということを議論して決めるという運動論をやってきております。

今回、法改正もありまして、それが人・農地プランという運動論になったのは、市町村が地域計画をつくるのが義務化されると。そういう運動論を強化するような制度改正もされていますので、そういったことで農地を担い手の方に集約して、できるだけ農地を維持していくと。そういうことが特に重要と考えておりまして取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長　今の御説明でよろしいでしょうか。

○日下部委員　2点、再質問させてください。私、医者をやっているのですが、患者さんで農家をされている方が「先生、私、もう年だから今年でやめるんだ」と。「息子は役所で働いていて、跡を継いでくれない」と。そういう方にはどのように農地を継続するような話をすればいいのか。具体的に1点です。

それから、もう一点、このスーパー・シティプロジェクトの件なのですけれども、今、回答の中に、私が先ほど言った免許返納後の高齢者の足の確保をこのスーパー・シティプロジェクトではどう考えているのかという答弁がなかったのですが、この2点、お願いします。

○西村農業政策課長　それでは、1点目のやめていく、継ぐ人もなかなかいないという方に対して、具体的に何をどうしたらいいのかということです。本当に具体的に申し上げますと、地域の市役所でありますとか、農業委員会でありますとか、あとは埼玉県の農林公社。農林公社が実は先ほど申し上げた中間管理機構としてやっている法人ですので、そういったところに御相談をいただいて、自分が持っている農地を今後なかなか活用しにくいだけでも、受けてくれる人がいないだろうかという相談をしていただくというのがまず真摯なお答えかなと思います。

○日下部委員　分かりました。もう一点のスーパー・シティのほうは。

○齋藤土地水政策課主幹　事務局の齋藤のほうから御回答いたします。

今、日下部委員御指摘の点、高齢者で免許を返納された方の足ということで、特に中山間部とかは公共交通機関が整っていない地域では一例としてデマンドバスであったり、あとはコミュニティバスの活用というのは可能なのかなと考えております。

以上でございます。

○議長　それでは、手を挙げておられる方が複数おられます。谷口綾子委員、御発言をお願いします。

○谷口委員　ありがとうございます。私からは進め方について、資料1の策定経過について確認させていただきたいのですけれども、第4次の目標年次が令和2年で、第5次計画をつくるのが令和5年となっていて、ちょっとずれとか抜けがあるように見えるのですけれども、これは県民の方にきちんと説明できるようになっているのでしょうか。理由みたいなものがあるのでしょうか。教えていただければと思います。

○石川土地水政策課長　土地水政策課から説明させていただきます。

本来であれば、やはりここは切れ目のないように。令和2年に対しては本来は切れ目のないようにつくっていくというのが原則になっているところでございます。

その一方で、先ほど御説明させていただきました県の総合計画の5か年計画が令和2年、一昨年ぐらいから検討を本格化して、令和4年4月から運用しているという事実がありまして、やはり県の総合計画に沿ったものにしていきたいという考えがありまして、県の5

か年計画の策定でその内容に沿ったものにしたいたいということで少し時期をずらして、計画の策定を定めたところでございます。

目標年次がおおむね10年後ということになっておりますけれども、計画期間ではなくて、この計画の立て付けがおおむね10年後という目標になっていることから、期間が経過しても計画が失効してしまったりというものではないという計画でありますことから、計画そのものは生きているという考えで、今回令和5年、来年度に策定するという考えで説明したいと考えております。

以上です。

○谷口委員 ありがとうございます。

○議長 それでは、次に宮崎あかね委員、御発言をお願いします。

○宮崎（あ）委員 私は今回、平成20年から令和2年にかけての実績を拝見しますと、やはり一番大きな目標と実績の違いというのが農地や森林が住宅地になってきたことだと見えます。その背景として、やはり人口も増えたし、世帯数も増えたということが上げられると思います。問題はその後です。令和15年に向けて、今の政策効果を織り込んだとして、その傾向は続いていくとしていることについて疑問を感じるという点です。

と申しますのは、これから人口が減るといのはもう明らかですし、この傾向が続く根拠が多分世帯数は増えていくということだと思うのですが、同時に空き家の数なども増えていると思うのです。ですので、やはり政策で、スマートでコンパクトなまちづくりというのをもっと狙って、政策効果を高めていくような数値目標にすることはできないのでしょうかというのが意見です。

○石川土地水政策課長 土地水政策課から回答させていただきます。

農地、森林などの減少についてのお尋ねです。先ほど共有させていただいたこちらの表記になりますけれども、やはり人口減少という状況の中で、農地、森林については、例えば離農される方とか、森林については、林地開発ということで引き続き、許可申請が出てくれば、認めなければならないという原則的な考えからしますと、人口減少に伴って、今後、一定の数が減っていくことについては、現状としてあるのかなと思います。

ただ、先ほども御説明させていただきましたとおり、その政策効果でなるべくそれを減らしていきたいということで、しっかり努力はしていきたいと思っております。

埼玉県は平地が多くて、人口については比較的恵まれていますけれども、人口減と同時に県南に偏在化していくという状況は今後も続いていく傾向があると思いますので、一定

の農地、森林につきましては減少していくことは、傾向としてはむしろ続いていくかなと
考えております。

以上です。

○宮崎（あ）委員　私が申し上げたかったのは、それと宅地の増加がセットになっている
ように見えるという点なのですけれども、その点はいかがでしょうか。結局、宅地が増
えるというのは人口減少の中でなかなか説明がつかない。世帯数が少し増えるにしても、
空き家の活用とか、そもそもスマートシティというところに反しているように見えるとい
う点です。

○石川土地水政策課長　土地水政策課です。

宅地につきましては、今後、人口減少の傾向になっていくわけですが、世帯数そ
のものは少しタイムラグがあって、人口より約10年ぐらいのタイムラグをもって遅れて減
少していくという推計をしております。そのために宅地につきましては、しばらくの間は
一定の増加はしていくと考えているところです。

以上です。

○議長　それでは、次の発言に行きます。田中規夫委員、御発言お願いいたします。

○田中（規）委員　2ページなのですけれども、方針と措置ですね。今、対応関係が1
対1のような書かれ方をされていて、説明もそういう感じでした。しかし、実際にはそれぞ
れいろいろなものが関わっているということで、もう少し書き方というか、まとめ方を工
夫されたほうがいいかなという気がしました。

というのは、流域治水のところは今書かれているのが河川整備とかリスク情報の話なの
ですけれども、どちらかというと、従来型の治水を連想するようなものがどうしてもその
横に書かれてしまっています。流域治水で目指すところは、それ以外に例えばまちづくり
であったりとか、森林であったり水田、いろいろなものに関わってきます。もちろんリス
ク情報の充実というのは従来のハザードマップではなくてリスクマップなど、いろいろな
形で充実していくというのは分かるのですけれども、このまとめ方として1対1の対応で
はないのかなと思います。なので、その辺りをもう少し直したほうがいいかなというのが
1点です。

それに関連して、いろいろな農地とか水田とか、保全、再生、維持という言葉がやはり
使われているのですけれども、どちらかというと、例えば、先ほどの流域治水でいえば、
貯留機能の強化なのですよね。ただ、それが土地利用の変更を伴うものでなければ、特に

土地利用という形では出てこないかもしれないですけども、例えば、水田地域が減っていった中で、では、その貯留機能を強化しようとしたら、その分を何で補うのか。先ほどの宮崎委員の住宅地の話も関係してくると思うのですね。なので、そういうものが立地適正化の見直しであったり、いろいろな形で貯留機能をどうやって確保していくのかというのが見えるような形にしたほうがいいのかと思います

例えば、流域治水も最初は治水のプロジェクトを並べていたのですけれども、その後、グリーンインフラのプロジェクトを並べたりして、環境面と治水面をうまくミックスさせながらやっていくという雰囲気になっています。そういう意味では水田で減った土地を例えばグリーンインフラで自然再生をする中で貯留機能を維持していくとか、増やしていくとか、何かそういうものが読み取れるような資料になっていることが望ましいのではないかなと思いました。

以上3つぐらいなのでですけども……。

○石川土地水政策課長 土地水政策課から回答させていただきます。

先ほどの流域治水の関係でございまして、今、お示ししています新計画の内容ということで基本方針と措置ということで、ちょっと言葉を端折ってしまっておりますけれども、骨子案と最終的な本編についてはトータルで様々な取組をやっているような記述にしたいと考えております。

それから、この概要につきましてはかなりざっくりつくっておりますから、少しこの表記も、この概要のペーパーは今後もずっと使い続けていくものなので、もう少し強いアピールがあるような資料にしていきたいと考えております。

先ほどの貯留機能の強化として、水田が減った分をどのように考えていくかということについて、どういった記述にしていくかということですけども、これも委員の御意見を踏まえて、本編のほうでどういった文言で伝えていくかどうかということを考えていきたいと考えております。

○田中（規）委員 要は、何もないと減ってしまうのを、減るのを最小限に食い止めるということでもいいのですけれども、やはり流域治水で掲げているのは、今後、もっともっと貯留機能を増やそうという話ですので、資料として、ただ減少が減りましたというだけではちょっと弱いかなという気がするのです、どうやって貯留機能を増やしていくのだと。例えば、最初の一番グレーのところですね。その他と書いてあるところでは、その他の中にどれだけ貯留機能が、こういうところで水田が減った分を貯留機能、流域治

水に関わるような土地を増やしていったのが見えるようなまとめ方があるといいのかなど
と思いました。

○議長　それでは、次の委員に発言していただきます。小口委員、発言をお願いいたします。

○小口委員　どうもお世話になります。私自身、初めて本審議会の委員になったこともあり、分からない点もあるかもしれないのですが、資料1を拝見して、ちょっと具体的なところがあまりイメージできないのです。いろいろな項目が掲げられてはいるのですが、例えば、どこの場所を対象にそれらを想定して書かれているのかというのが分からないのです。今後、これを基に詳細版ができるのかというのをまずお伺いしたい。というのは、その地域によって、対策がいろいろ変わってくると思うのですね。同じ山地といっても、例えば、森林保全も場所が違えば違いますし、そういうことがイメージしにくいということが1点目です。

あとは、ちょっと細かい点に入りますと、先ほども空き家対策とかありましたけれども、例えば都市域では、空き家の対策も虫食い状態になっていると思うのです。空き家があって、取り壊された状態で宅地がそのまま残っている。そういうときに、例えばですけれども、そこを小規模な家庭菜園のようなことを推奨していくとか。これは、都市域ではないのですけれども、千葉のほうにはそういうことを推奨しているところもありました。そうやっていくと、農地が少しでも回復していくと思います。ただ、それは都市域だとそういうことができますけれども、都市部から離れたところだと、また別の対策があろうかと思えます。

また、先ほどもちょっと言いましたけれども、森林の整備の仕方も実際下草がどのぐらいあるかどうかで、地域の状況が変わってくるはずですが、それもどこまで踏み込んで対策をするのかということがちょっとイメージしにくい内容だなと思いました。今後、もう少し詳しいものが出てくるのかどうかに関わってくると思うのですけれども、その辺りを少し補足していただけると大変助かります。よろしく申し上げます。

○石川土地水政策課長　土地水政策課から御説明をさせていただきます。

まず詳細版はできないかというお尋ねで、今回お示ししておりますのは、これは本当にざっくりとした概要版でありまして、資料2で骨子案ということで示しております。ここを最終的な、もう少しボリュームを持たせた計画にはなりますので、そういう意味での詳細版というものであれば、ボリュームができた本編の計画になるところでございます。

場所のイメージということですが、具体的な計画の中では、例えば、何市のどこでみたいなことを特定するような、あるいは、どこの地域というような記載は計画には盛り込まない予定です。ただ、県内を3つの地域に区分をして、それに応じた現状と今後の状況というものは記載をしていく予定です。

○小口委員　すみません。では、モデル地域みたいな考え方も今の時点ではないということですね。

○石川土地水政策課長　モデル的に、この計画の中でどこが具体的なモデルになりますよというような例示はいたしません。そういう言葉は使わない予定です。計画を既にお渡ししましたとおり、県内を3つの地域に区分をして、その中の現状等の土地利用の基本方向というようなことで記載したものを最終的な詳細版ではもう少し記述を増やすというような考え方でございます。

○小口委員　はい、分かりました。

○議長　それでは、次の方、野口委員、発言をお願いいたします。

○野口委員　日本工業大学の野口と申します。最初の資料のところの第4次計画後のいろいろな課題があったという資料がありましたけれども、そこに書かれていることは災害のこと、それから、人口減少ですとか高齢化のことが結構書かれているのですが、それが第5次計画の骨子、次のページのところでどれだけ表現できているかなという印象があります。明らかに人口減少なのですけれども、3人に1人が65歳以上の高齢者になっていきますし、埼玉県の高齢化のスピードは65歳以上でここ10年、2025年までの10年で全国第5位と言われています。75歳以上の後期高齢者に関しては全国でトップであると言われておりまして、明らかに高齢化のことを抜きには話ができないだろうと思います。

いろいろスマートシティですとか、そういった文言はあるのですけれども、人口減少に加えて、高齢化に関して、気になるのは災害のことです。災害で一番被害を被るのは高齢者や障害のある方たちなのですけれども、これからの第5次計画において、災害が激甚化するということで、高齢者の災害に対する対策というか、そういったものも重要になってくると思います。高齢者、3人に1人は高齢者ですので、そういったことを踏まえて、もう少し盛り込めないものかと思いました。

以上です。

○石川土地水政策課長　土地水政策課から回答させていただきます。

今回お示ししています概要と資料の骨子版ということで、かなりあっさりした記載をし

ておりますけれども、今、意見をいただいて、今の検討状況の中では災害弱者的な要素に踏み込むような記載がちょっと不足していると思ったところがございます。災害の激甚化、頻発化などのところで、災害弱者対策ですとか、避難対策ですとか、そういったことをどのように書いていけるか検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長　ただいまの野口委員の御発言の前半で、前期の10年の課題がどう反映されているかという辺りはいかがでしょうか。

○石川土地水政策課長　今のところ、具体的な例として骨子案、あるいは詳細版のほうではもっとしっかり書いていきたいと思っておりますけれども、例えばということで申し上げさせていただきますと、人口減少下における部分になりますが、県土の適正な管理ということで、人口の偏在化というのはより促進されるのかなという考えで、地域の実情に応じた管理手法の維持管理などで、やはり人口が減っているところにつきましては、コンパクトなまちづくりをすることと、都市部と同じような管理手法を取ることができるのではないかなというようなことで措置として考えているところです。

そのほかの施策についても盛り込めるところはよりダイレクトに入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長　挙手をされている方、いらっしゃいますか。黒川委員、挙手をされているということで御発言お願いいたします。

○黒川委員　今までの質問と大分オーバーラップするところがあるのですが、土地利用で宅地の利用なのですが、令和2年で土地利用の20.8%が宅地ということで、目標値が令和15年21.3%というように、20.8から21.3に増えて目標としているのですが、これは埼玉県は人口は減少していますが、世帯数と宅地の量は相関があると思うのです。

その世帯数増加率というのが赤と青の折れ線グラフみたいなものでありまして、やはり増加しているのですね。その増加率と宅地の21.3%までの増加率との整合性という面でちゃんと取れているのかということと、やはり世帯数の増加率のマイナス。空き家の利用率とかというのは、そこを引いて整合性があるのかという点。整合性という面で、宅地利用の令和15年21.3%という数字が出たところにもうちょっと説明をつけたほうがいいのではないかなという説明責任ということですよ。

また、本当に世帯数増加率と整合性があるのかということもお聞きしたいかなと思う

のですが、よろしく願いいたします。

○齋藤土地水政策課主幹 事務局の齋藤のほうから1つ目の御質問についてお答えしたいと思います。

世帯数の伸びと宅地の面積の関係なのですけれども、委員のおっしゃるとおり相関関係にあるのですが、単純に世帯数の数字から住宅地の面積を出しているのではなくて、1世帯当たりの敷地面積というのは年々変わってきていまして、そちらのほうは減少する傾向があります。なので、世帯数のグラフから1世帯当たりの敷地面積が減ることも踏まえて、この809というのを設定させていただいているようなところでございます。

あともう一点の空き家の部分については、それを引くべきではないかというようなお話があったと思うのですが、土地利用区分の考え方として、宅地部分の住宅地は建物があるか、ないかということで計上される形でございますので、この空き家の部分を含んで809ということで設定させていただいているようなところでございます。

以上でございます。

○黒川委員 空き家でそのまま空き家になってしまうのと、この頃リノベーションして活用しているのが多いかなと思うので、ただ、それで整合性が相関で比例していなくても、こういう感じで、この目標値、宅地量を21.3%にするというような、ちょっとした説明があると非常に分かりやすいかなと思いましたが、そういうことも載せたら県民の方に分かりやすいかなと思いました。

以上です。

○齋藤土地水政策課主幹 承知しました。ありがとうございます。

○議長 挙手をされている方、いらっしゃいますか。村岡委員、発言をどうぞ。

○村岡委員 村岡です。大きく2点、質問させていただきますが、これも国土利用の行政部門の指針ということで、繰り返し本編で厚くしていきますという御回答をいただいていますけれども、各委員さんから、全体の計画の構成、方針、方向、措置という3章立てになっていまして、これについても1対1というような指摘もありましたし、具体的なイメージが湧かないというのもそうで、少し整理するのにざっくりしているのかなという印象を私は持っています。

ですから、例えば、適切な整備という表現、方針でも方向でも使われますけれども、これ、適切な整備になった場合に、手法としてはいろいろ考えられますけれども、これは今後本編で示されるわけですが、そのベクトルがどっちに向かっているのかということで大

分違ってることがあるので、そこもこちらの判断のしようがないということを指摘した上で、具体的に1点、まず聞かせていただきたいのは、森林のところなのですから、方向のところでも、「多様な機能を持つ森林の適切な整備と保全」ということが表現されておりますし、これが日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置の概要のところでは、森林のところはやはり同じように「適切な森林整備や」ということで、その後1つ、林業の担い手の育成ということで加わっているのですけれども、これが本編で、方向と措置のところでのどのぐらいのウエイトで踏み込んだボリュームになっていくのかなというところがイメージがつかみにくいので、ちょっと補足的に御説明いただきたいというのが1点です。

それから、もう一点、措置の概要のところなのですが、埼玉版の流域治水の推進というところで、治水については御専門の方もいらっしゃいますけれども、今、流域治水という考え方で進められておりますが、この措置の中には、森林が持つ遊水機能とか、調整池機能等が触れられていませんけれども、今後、そこはどのように触れられるかどうなのか。この絡みがないと、位置づけを持たせないと、人工的な調整池を造るとかというようなことになってしまうおそれがあるので、そこについてはお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

以上2点、お願いします。

○議長 森づくり課長、お願いいたします。

○永留森づくり課長 森づくり課長の永留です。土地水さん、森林の関係は私のほうで答えても大丈夫ですかね。

○石川土地水政策課長 はい、お願いします。

○永留森づくり課長 森林の適切な整備、それから林業の担い手について、具体的にどのようなことを盛り込むかということの御質問にお答えします。最終的にはこの計画の主管課である土地水政策課さんと森林・林業行政を担っているこちら、森づくり課で調整をさせていただかなくてはいけない話ということをお答えさせていただきますが、まず森林の整備、具体的にということなのですから、大きくは秩父地域中心にあるスギ、ヒノキの人工林を整備していくということがまず1点上げられると思います。具体的には伐り頃、伐期を迎えているスギ、ヒノキを有効に使うこと、伐り出して材木として使うことを推進して、もし皆伐、ある一定の区域を全て伐ってしまった場合は再造林をして、森林として適正な維持をしていくということを進めたいと1点考えております。

それから、平野部に存在する、いわゆる里山だとか平地林の関係ですが、そういったものは基本的には環境林としての機能が多いと考えておりますので、いわゆる景観ですとか、三富新田に代表されるような歴史的価値、そういったものを踏まえた適正な整備をやっていくということになろうかと考えております。

それから、最後に担い手の育成ですけれども、これも森林整備をやっていくには、やはり人手が必要ですので、そういった担い手をきちんと育てていくというようなことを記載していくのかなと思っています。具体的には研修会等を開催して、今でもやっておりますけれども、そういったものを通じて、きちんと担い手を育てていく。そのような記載をさせていただくことになるのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長　西村さん、発言をどうぞ。

○西村農業政策課長　それでは、農業政策課から流域治水の中で、水田の貯留機能について触れられていないのではないかと御指摘について回答いたします。

まず御指摘のとおりでございます。一方で、水田に保水・遊水機能があるという旨の認識は、この骨子案でいきますと8ページ、PDFでページに印字している数字で8ページと書いてあるページの一番上のほうに農地の保水・遊水機能という旨。ここは何の部分かという、県土利用に関する基本方針の部分で、農地というのはそういう機能があるのだという認識を書いております。

一方で、措置の概要のほうでは農地を保全していくということを書いているわけですが、御指摘のように流域治水の措置のところ、水田の貯留機能を維持させることも重要だということは明記しておりませんので、そこは重要な観点かと思っておりますので、本編を編集するときによく検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○村岡委員　村岡です。ありがとうございました。ぜひ流域治水のところにも触れていただきたいということをお願いしておきます。

それから、先に御回答いただいた森林のところなのですけれども、いろいろ細かく御説明いただいてありがとうございました。私が聞きたかったのは、方針、方向、そして措置という3章立てになっていたときに、方向と措置のところ、先ほど御説明いただいたことは、措置のところに盛り込む予定なのかと。それとも、方向のところに盛り込む予定なのかと。

今、頂いた資料の中だと、方向と措置のところも適切な整備ということで同じなのですね。唯一、措置のほうに、担い手というのが加わっているだけだから、この辺をもう少しメリハリという言い方は変だけれども、措置なら措置に、細かくいろいろ盛り込む予定ですよということだと思いますが、もう少しその辺をはっきりさせてもらわないと、なかなか分かりにくいという気がしております。これもよかったら御回答いただけたらありがたいのですが、よろしくをお願いします。

○石川土地水政策課長　　土地水政策課です。

資料のほうの方針と措置というのが1対1の関係のようになっております。ちょっと分かりにくくて大変申し訳ありませんでした。措置については、ある程度言葉を集約化して、1対1の関係にあるような表記になりましたけれども、実際はもう少しボリュームを持ってつくっているものでございます。骨子案、それから最終的な本編についてはしっかり記述をしていきたいと考えております。

以上です。

○村岡委員　　ありがとうございました。

○議長　　田中委員、発言をお願いいたします。

○田中（規）委員　　今の村岡委員の点に関連して、先ほど私、最初に言ったのは、やはり水田の貯留機能、保水機能があるのだけれども、それが減少していくということであれば、それを維持なり強化していくために、例えば、今、県と行田市等で始められているような、一緒にやっておられるように田んぼダムみたいな、そういう貯留機能をさらに強化していくような取組も、数値目標的には書けないのしょうけれども、どんどんやっていくみたいなイメージがぜひ伝わるような書き方をしてもらえるといいのかなと思いました。ただ単に水田が減るのを、減少するというだけではなくて、貯留機能を強化していくというイメージをぜひ記載してほしいなという意味で言いました。

以上です。

○石川土地水政策課長　　本編のほうでしっかり考えていきます。

以上です。

○議長　　諸井委員、発言をお願いします。

○諸井委員　　それでは、お伺いしますけれども、私、前のときも申し上げたのですが、この審議会の根本的な問題点として、県ももちろんなのですから、委員も含めてなのですが、何があるべき姿なのかとか、現状認識と何を目標しているのかという答え、ゴー

ルがない中で議論をしてしまっていて、一つ一つはこう考えていますという答えはありますけれども、結局その先の結果というのは目標からずれるということがあるわけですが、基本的に、まず県として現状をどう考えていて、目標というか、令和15年はどうなっているべきなのかというところが全然分からない中で、これがいいとか、あれがいいとか言ってもあまり意味がなくて、最終的には個々の市から、個々の地域からこういう開発が上がってきているので、目標とか現状のトレンドとは合っていないけれども、要望があるから、法令的には問題がないので仕方ないということで、それを許可するというようなこととなりますけれども、まず県としての考えを整理されないと、ここで幾ら話してもあまり意味がないと思っていますけれども、現状、どうあるべきなのか。現状をどのように考えているのか。それから、今後どうあるべきなのかというのを数値化できるかどうかはちょっと分かりませんが、そのときに優先すべきは何なのかなど。

冒頭に日下部委員から国防とか安全保障上の問題もありましたけれども、多分そういうのが一番優先事項としては来るということになるかと思いますが、個人とか、そういうものの要望と、それから公的な課題というのがあるわけですが、どういうものを優先してやっていくということなのかという全体の話がないと、何が適切なのかというのが分かりません。

それから、日本一暮らしやすい埼玉とあるのですけれども、県は何をもって日本一暮らしやすいと考えているのかということです。暮らしやすいまちランキングなどというのがよくいろいろなメディアから発表されますけれども、埼玉県のみちはほぼ入っていません。ということは、日本一暮らしやすいまちは埼玉県では達成していない。達成していない現状であるならば、何をどうすれば、暮らしやすいまちになるのかというようなところについてもお答えいただきたいと思います。

以上、ちょっと大きな話ですけれども、お答えいただければと思います。

○石川土地水政策課長 土地水政策課です。

ちょっとぴったりした答えがなかなか難しいところであるのですけれども、この計画自体が本来個々のところで言っているものを束ねて、全体像を示しているという計画の現状がござります。例えばで言いますと、個々の用地の面積、あるいは森林の面積というのは県の行政の各分野でやっておりますけれども、その上限の状況とか、今後の見通しというのが出ていますが、あるいは宅地でもそうですけれども、それを全体像として捉えたものがないということで大まかな基本方針をお示ししているところでございます。

そういう意味では、枠として非常に捉えづらいという御指摘はもっともだとは考えております。なるべく計画の本編のところで具体的に盛り込んでいきたいとは思っているところです。

それから、現状として、あるべき姿をどう目指していくのかということについても、今のお答えとちょっとダブってしまっているのですけれども、基本方針としては、全体像を大枠で、県の県土利用の在り方を示しているということで、数値的なことであるべき姿などを捉えるというのはなかなか難しいという現状にはあるところです。

それから、先ほど優先すべきことというのがございました。例えば、国防上、安全上というところでございます。これもそういったものの全体像が分からないと何を優先すべきなのか分からないというようなお答えでしたけれども、どうしても総花的な計画になってしまっていますが、少しメリハリをつけていって、分かりやすいような表記にしていきたいと思っております。

○諸井委員　多分ここで言って、答えが出るようなものではないのかも分かりませんが、やはり県は各市とか町とか、そういうところのデータを束ねられる立場にありますので、各市から市の現状を全部報告して、それをまとめればいいわけですから、現状がどうなのか。現状から目標について、各市の目標はどのように考えているのかというのを束ねた上でですけれども、その目標を達成するためにはどうするという県なりのランドデザインみたいなものがないと、何かゴールがないのに各論だけ議論しても、結局個別の開発の要請とか、そういうのが出てくれば、そのこと一つ一つには問題がないので許可する。だけれども、ランドデザインというか、全体としては、そこに反してしまうが、結局目標には反するけれども、仕方がないというのが今までの流れだったと思いますけれども、県として、それを示さないとあまり意味がないように思いますけれども、そこだけちょっと教えてください。

それから、日本一暮らしやすいというのはどういうことなのか。そこだけ御説明ください。

以上です。

○石川土地水政策課長　各市町村などのデータを踏まえて、どういったものをお示しできるかということで、ここはこちらも少しデータを工夫してやっていきたいと思っております。

それから、個別のところでは、どうしても出てきたものをお認めいただきたいというよ

うな個別の案件につきましては、それぞれの案件がミクロのところではその地域でのそういった開発を認めてよろしいかどうかというしっかりと調整をした上で上がってきているものでございます。そういった意味では全体像に反していないということで、今後しっかりと説明できるような工夫をしていきたいと思っております。

○諸井委員 日本一暮らしやすいというのはどういったことですか。

○齋藤土地水政策課主幹 事務局の齋藤のほうから御回答したいと思います。

先ほど諸井委員おっしゃったとおり、いろいろランキングとかが出ている中で、埼玉県が選ばれないというのは、やはり住んでいる方がまだまだ満足していないということがあかなと考えているところでございます。住んでいる方が住み続けたいというまちづくりを行っていく必要があると思っておりますので、それは利便性。いろいろ移動しやすいとか、あと緑があって暮らしやすいとか、多方面の環境、周辺の状況があると思っておりますので、そういった中でスーパー・シティプロジェクトとしては、なるべく便利になるようにコンパクトにまちづくりを行って、移動しやすいとか、いろいろな施設が近くにあるとか、あとスマートということで、今の技術を使って、移動しなくてもいろいろ仕事ができたり、あとは病院にかかることができたりとかということもございまして、その辺を進めていって、県民の方に住み続けていっていただけるようなまちづくりを行っていただければと考えてございます。

以上でございます。

○諸井委員 あまり意味がないんだよな。どうぞ。

○議長 すみません。会長の白石でございます。ただいまの諸井委員の発言、皆さんの御発言を聞いていて感じたのは、埼玉県の国土利用計画の位置づけということだと思っております。埼玉県の国土利用計画はこのパワポの最初にもありましたとおり、まず全国の計画があって、その下位計画として、県計画があって、その下に市町村計画があるというような位置づけになっています。それから、今回の改定のタイミングが10年の節目でずれたのもいわゆる県の総合計画との兼ね合いがあって、そちらを受けての今回の立案であるというように御説明がありました。ですから、この県土利用計画の中で何が扱われるべきかというのはおのずから境界線があることだと思います。

実は森林計画に関しては、全国森林計画と地域森林計画と市町村計画という階層になっていまして、上からそれぞれ即して、適合してという関係になっているのですけれども、県のレベルでは、やはりある種の数値計画なのですね。場所づけもされていない計画です。

ですから、全国計画から方向性を受けて、県の中での数値計画をつくって、それを市町村に下ろしていくというような位置づけだと思います。この方向とか、方針とか、措置とかということに関しても、土地利用という切り口から見た方向性ということですので、必ずしも施策まで踏み込んでいるような計画ではないということだと私は感じました。

ですから、何といいますか、森林に関しては、実はここで面積の計画はあるのですが、全国とか地域森林計画、市町村計画の中でもそれぞれ個別に数値と政策がありまして、先ほど全部合体させたものだという御説明もあったのですが、例えば森林ですとか、農地とか、市街地とかのそういう性格も帯びているものだという事だと思います。

一応私なりの理解ではあるのですが、そのことで先ほどの諸井委員、いかがでしょうか。
○諸井委員 分かりました。こちらでこれ以上やってもらちが明かないので、以上で終わりにいたします。先生のおっしゃることは理解いたしました。

○議長 それでは、手を挙げておられますので、松澤委員、発言をお願いいたします。

○松澤委員 松澤です。説明のほう、ありがとうございました。また、皆様方の議論のほうもありがとうございました。

今、会長のほうからもありましたけれども、基本的には県土利用をどうするかというのが本来の目的であって、様々な皆さんの御意見の中にはそれに対する措置に向けた方向性をどうするかという観点なのかなというのでお聞きしておりました。

ただ、この中で、やはり農地の集積、集約、スマート農業等。あるいは、特に森林関係などもどの程度の保全をしっかりとしていくのか。対応力をどうしていくのか。そういったところが今後の大きな課題になってくるというのです。実際、私も県のほうに来まして見ておきますと、この7、8年の状況はそんなに大きな変化がないだろうということも感じ取っているわけですが、その辺の部分をもう一度しっかりと見直しはしておかなければいけないのかなという感じを受けております。

それから、やはり安心・安全というところもしっかりと捉えた中で、今後の土地利用のほうもいろいろ議論されておりますけれども、河川整備等もありましたけれども、その辺の防災力の具体的な位置づけなどもできればもう少し出てくるといいのかなと感じております。

以上です。

○議長 事務局側からの回答をお求めになりますか。今のことで何か対応ございますか。

○石川土地水政策課長 土地水政策課です。

森林、農地も7、8年、あまり状況に変化がないのではないかという指摘も踏まえまして、計画の骨子のほうをしっかりと考えていきたいと思っております。

それから、安心・安全につきましては、農地の貯留機能も、意見で出てきたところでございますが、こういったことも踏まえて具体的なこととして、こういったことまで書けるか、先ほど田んぼダムなどの議論もありましたので、そういったことも踏まえて記載をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 宮崎委員、発言をお願いします。

○宮崎（あ）委員 先ほど会長がおっしゃった今回やっていることというのは、全国の計画を受けて、県としてどうするかということであるという点に関して、私からお願いというか、意見なのですけれども、全国の流れを受けて、埼玉県としてどうするかというときに一番大切になってくるのは、今回頂いた骨子案の6ページ辺りから始まる基本条件の変化というところになるかと思っております。

この中を拝見しますと、例えば人口減少とか、そこら辺は、日本の国全体として人が減るのだけれども、埼玉県はどうなのかということがきちっと書かれていると思うのですね。一方で、2番の災害の激甚化ですとか新興感染症のところは、全国的にこういうことが起こっているというのは分かるのですけれども、それを受けて、埼玉県としてはどうなのかというところをもう少しお示しいただくことができるといいのかなと思います。

例えば流域面積が埼玉県は多分全国一だったかなと思いますので、こういった状況を受けて、埼玉はここをやらなければいけないという、埼玉ならではのところの基本条件をもう少し書き込んでいただくと、議論がしやすいのかなと思った次第です。

以上です。

○議長 今の御意見で、何か事務局側からコメントはございますか。

○石川土地水政策課長 今の御意見をいただきまして、しっかりと考えていきたいと思っております。例えばで言いますと、埼玉は平地が多くて、全国で3番目ぐらい。ちょっと順位は正確ではないのですけれども、平地が多いというような特性があったりしますので、そういったことを踏まえた記述については既に一部記載しておりますけれども、景観のことも踏まえて、埼玉らしさというものを特性を踏まえて何ができるのかということを書いていきたいと思っております。

以上です。

○議長 田中美奈子委員、発言をお願いいたします。

○田中（美）委員 ちょっと私の勉強不足で、皆さんはもう御存じのことかもしれないのですが、今回のこの計画に関して、まず埼玉県の国土利用計画があって、その下に市町村の計画がまたあるということなのですが、お示しいただいているとおり、実際に農地や森林が減少してしまっていて、住宅地のほうは増加しているというようなずれがやはり起きていますので、せっかく立てた計画の実効性を担保するというか、実現していくために、市町村計画が個々のエリアをより詳細に計画を立てていると思うので、そちらのほうの実現性みたいなこととのフィードバックというのでしょうか。県の計画で定めたことで、各市町村で定めたことがどうだったかというのをフィードバックみたいなことで実現性を高めていくようなことというのは実際にされているのかどうかというところをちょっと教えていただきたいと思いますので……。

○石川土地水政策課長 土地水政策課です。

今の御質問のとおり、本来、市町村計画が実際に地域に即したものとなるはずですが、ただ、今の御指摘のとおり、市町村計画からフィードバックされて、それが実効性を高めるための担保となっているような連携は、正直言ってないと思っています。今、御指摘があったとおりです。県の計画でありますけれども、市町村の計画とのフィードバックというものについては今もお話がありましたので、市町村ともこの計画との整合性というものをよく意見を交換していきたいと思っております。

以上です。

○田中（美）委員 ありがとうございます。

○議長 会長の白石です。私から1つ意見を申し上げたいと思います。

パワポの2ページ目の計画の概要についてのところですが、安全・安心のところ、例えば、森林に関して言えば、保水機能、水源となる森林の保全というようなことが前面に出ているのですが、森林で安全・安心といえ、やはり私は防災ではないかと思うのです。最近、例えば、熱海の土石流とか、それから中流域の水害とか、あと林業が盛んになりますと、どうしても土砂が上流から出てまいります。そういったことに関して。

あと、やはり一番の森林から見た防災の懸念というのが土地の転用の中でメガソーラーと風力発電です。メガソーラーは日当たりのいいところにまとめて数ヘクタール、数十ヘクタールの単位で林地が転用されて、これは林地から外れますと、ある意味、森づくり課のコントロールから外れてしまいますので、防災上のカバーが難しくなっていくというのが

転用ですね。それから、あと風車に関しては非常に巨大なものですから、山に工事用の高規格の道路ができて、それが災害のきっかけになっているというケースが各地で出始めています。ここで安全・安心の場合に、水源の確保以上に、私は防災を優先すべきではないかと考えております。この辺りについてもぜひ御配慮いただきたいと思います。

○永留森づくり課長　森づくり課ですけれども、今の白石会長のお話、コメントしてもよろしいですか。

○議長　はい、お願いいたします。

○永留森づくり課長　先生おっしゃるとおりだと思います。森林の公益的機能の中で、やはり水源涵養機能と土砂流出防止機能、この二大機能だと言われておりますので、森林が持つ機能を十分に発揮するということは、そういった防災面の機能というものも十分に発揮されるということにつながると思いますので、そういった観点は記載として必要なかなと森づくり課としては考えているところでございます。

以上でございます。

○議長　それから、先ほどどなたかの発言で優先順位ということが出てきたと思います。この安全・安心についても、あるいは暮らしやすいというキーワードに関しても、例えば、税金が安いとか、保育園があるとか、病院があるという日々の暮らしやすさと、今までなかったような100年に一遍の水害で住宅が流れるというようなことと、やはり次元が違うということは分かるのですけれども、暮らしやすさと安全・安心というのは非常にリンクしていますので、例えば、いろいろなアンケートを取って、暮らしやすい土地に入っているか、いないかということは、行政的には必ずしも重要ではないのではないかと私は個人的には考えています。その上で、やはり土地利用と安全・安心と豊かな県土という点で、大局的な優先順位、計画を立てていただきたいと考えています。

委員の皆さんから御意見、御質問等ございませんでしょうか。——よろしいでしょうか。特に御意見、御質問がないようですので、質疑はこれで終了といたします。

本日の各委員からの御意見を踏まえて、骨子の修正をどのように行っていくのか、事務局から説明をお願いいたします。

○齋藤土地水政策課主幹　事務局の齋藤でございます。

各委員の皆様からの御意見を踏まえまして、事務局で骨子等の修正案を作成させていただいて、会長のほうに報告して、御確認をいただければと存じます。御確認いただいた修正結果は次回の審議会で報告をさせていただければと考えております。

以上でございます。

○議長　骨子の修正案は事務局から、議長である私に報告があるということですので、確認は私に一任していただくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。御了解いただいたということで、骨子案の修正は私のほうで確認させていただくことにいたします。

骨子ができた後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

○齋藤土地水政策課主幹　事務局の齋藤でございます。

修正した骨子案ができましたら、それを基に庁内調整を経て、今度はボリュームアップした計画書の案を策定していきたいと考えております。次回の第74回審議会で計画書案について御審議をお願いできればと考えております。時期は来年1月を予定してございます。今回と同様にウェブ会議で開催させていただければと考えております。日程など詳細につきましては後日事務局から御案内させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長　それでは、以上で議長の職を解かせていただきます。皆様、御協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

○司会　ありがとうございました。それでは、熱心な御審議をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第73回埼玉県国土利用計画審議会を終了いたします。

——了——